

白神山地世界遺産センター（西目屋館）施設利用上の注意

白神山地世界遺産センター（西目屋館）は、白神山地世界遺産地域の保全管理と調査研究の拠点として整備された施設です。

見学や資料閲覧などの短時間の利用を除き、調査研究、保全管理、環境教育のために施設を利用する場合は、次の事項を守ってください。

1 施設の利用時間

原則として、12月29日から1月3日までの間を除く平日の8:30から17:15までとします。

上記以外の日及び時間の利用（宿泊利用を含む）を希望する方は、当館職員までご相談下さい。

2 施設の利用申込み

施設の利用を希望する方は、別紙「白神山地世界遺産センター（西目屋館）施設利用申込書」に必要事項を記入し、当館職員の許可を得て下さい。

3 施設の利用料等

利用料は無料とします。ただし、宿泊を伴う利用者で布団を使用する場合は、シーツ、タオルケット及び枕カバーのクリーニング代を納付して下さい。

参考：シーツ1枚：300円＋税、タオルケット1枚：450円＋税、
枕カバー1枚：150円＋税（平成27年4月現在）

4 利用上の注意

- ・当館の施設は、特定の団体又は個人の占有としての権利を認めるものではありません。
- ・利用後は、他の利用者の妨げにならぬよう、部屋を整頓・清掃して下さい。
- ・展示・資料コーナーにおける一般来客の利用を妨げないように注意するとともに、閉館後に利用した場所については、開館前までに原状に戻して下さい。
- ・図書・資料などは原則として館外に持ち出すことはできません。
- ・利用者の責に帰す事由により、施設又は物品等を破損又は亡失したときは、原状に復し、又は現品等をもって弁償ください。

5 備品類の利用

備品類の利用を希望する方は、当館職員まで申し出て下さい。

6 廃棄物の処理

重金属、毒物、有機溶媒等の処理は予め当館職員に相談し、その指示に従って下さい。

7 安全管理

- ・特に火災の防止に留意し、館内は禁煙とします。
- ・必要な設備以外は手を触れないものとして下さい。
- ・閉館後の出入りは通用口のみを利用することとし、就寝時は必ず施錠して下さい。
- ・緊急事態が発生した場合は、速やかに当館職員に連絡し、指示を受けて下さい。職員と連絡が取れない場合は、東北地方環境事務所に連絡して下さい。

8 その他

- ・許可を得て閉館後に施設を利用する場合は、利用当日の 17:15 までに鍵を受け取って下さい。
- ・電話の取り次ぎは、緊急の場合を除き行いません。
- ・当館を利用し、研究成果が得られた場合には、当館業務の参考とするため、当該成果に係る論文又は報告書等を提出して下さい。なお、研究成果については、当館業務に活用させていただく場合がありますので、予めご了承下さい。
- ・月、木曜日の 8:30～10:30 に清掃が入ります。（和室には入りませんので各自ご整頓下さい。）

環境省西目屋自然保護官事務所

（白神山地世界遺産センター（西目屋館））

〒 036-1411 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田 61-1

電話 0172-85-2622

FAX 0172-85-2635

白神山地世界遺産センター（西目屋館）利用申込書

平成 年 月 日 申込

利用者

氏 名： 印

所 属：

指導教員（学生利用の場合）：

住 所：

電話番号：

緊急時の連絡先：

利用目的及び概要	目的（会議、学術調査など） 概要（利用者構成、会議・調査の目的や内容など）
利用期間	平成 年 月 日 時 から平成 年 月 日 時まで
利用する設備	<input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 実験室 <input type="checkbox"/> 宿泊 <input type="checkbox"/> その他（ ）
利用人員	男性 人、 女性 人、 計 人
宿泊備品の利用希望	掛・敷布団 式、 シーツ 枚、 毛布 枚、 枕 個
備考	・利用者の責に帰す事由により、施設又は物品等を破損又は亡失したときは、原状に復し、又は現品等をもって弁償します。 <input type="checkbox"/> 上記について、同意します。

上記の利用申込書の内容については、許可致します。

平成 年 月 日

西目屋自然保護官事務所

自然保護官

--